



令和5年第2回総会

会 議 録

期 日 令和5年2月28日
場 所 枕崎市妙見センター

枕崎市農業委員会

令和5年第2回枕崎市農業委員会総会

会期・議事日程及び会議日程

1. 会 期 1日 令和5年2月28日（火）

2. 議事日程

日程番号	議案番号	件 名
1		会期について
2	6	農用地利用集積計画の一部を取り消す同意について
3	7	農地法第3条許可申請について
4	8	農用地利用集積計画の調整について
5	9	農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について
6	10	令和5年度農作業標準賃金について
7	11	枕崎市農地賃借料情報について

3. 会議日程

月 日	時 間	内 容
2月28日	午前9時	1. 開 会
		2. 会議録署名委員の指名
		3. 開 議
		4. 会期について 日程第1号
		5. 議案上程 日程第6号～日程第11号
		6. 提案理由の説明、質疑
		7. 討論、表決
		8. 閉 会
		9. 全員協議会

本日の出席委員は次のとおり

役職名	議席番号	委員氏名	委員・推進委員別
会長	1番	天達範隆	農業委員
	2番	原田克子	農業委員
	3番	水野正子	農業委員
	4番	篠原正	農業委員
	5番	今給黎龍浪	農業委員
	6番	白澤千恵子	農業委員
	7番	眞茅文男	農業委員
	8番	俵積田広昭	農業委員
	9番	園田和寛	農業委員
会長代理	10番	畑野真人	農業委員
	11番	中原敬彦	農地利用最適化推進委員
	12番	俵積田正康	農地利用最適化推進委員
	13番	有村貞雄	農地利用最適化推進委員
	14番	桑原和英	農地利用最適化推進委員

本日の書記は次のとおり

局長兼農業振興係長 永江靖博
主幹兼農地係長 加治屋昭男
農地係参事補 前原光博

午前 9 時 00 分 開会

- 議長 令和5年第2回農業委員会総会を本日招集しましたところ、出席委員14名で定足数に達しておりますので、ただいまから開会いたします。
- 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりですので、ご了承願います。
- ここで、本総会の会議録署名委員を指名いたします。13番有村委員、14番桑原委員をお願いいたします。
- 日程第1号会期についてを議題といたします。
- お諮りいたします。
- 本総会の会期は、本日1日限りとしてはと思いますが、御異議ありませんか。
- (異議なしと呼ぶものあり)
- 異議なしと認めます。
- よって、本総会の会期は、本日1日限りと決定いたしました。
- 次に、日程第2号農用地利用集積計画の一部を取り消す同意についてを議題といたします。
- 議案内容について、事務局に説明をお願いいたします。
- 事務局 日程第2号議案第6号農用地利用集積計画の一部を取り消す同意について説明いたします。1ページをご覧ください。
- 大字、字、地番、地目、面積等につきましては議案書に記載のとおりです。
- 整理番号6号から14号までの合意解約は、利用権設定を受けた者〇〇〇〇さん外6名、利用権設定をした者〇〇〇〇さん外8名です。
- 解約面積は田が3筆で1,466㎡畑が9筆で5,937㎡合計12筆で7,403㎡です。
- 以上農地法第18条第6項の規定により申し出がありましたので審議をお願いいたします。これで説明を終わります。
- 議長 ただいまの説明並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。
- (質疑なしと呼ぶものあり)
- ないようですので、質疑・意見を終結いたします。
- お諮りいたします。
- 日程第2号農用地利用集積計画の一部を取り消す同意について、整理番号6号から14号までについては、説明のとおり同意することに御異議ありませんか。
- (異議なしと呼ぶものあり)
- 異議なしと認めます。
- よって、議案第6号は、同意することに決定いたしました。
- 次に、日程第3号農地法第3条許可申請についてを議題といたします。まず、議案内容について、事務局に説明をお願いします。
- 事務局 今月の農地法第3条の許可申請は1件で所有権の移転に関する申請です。
- [整理番号1号]

整理番号1号の申請地は、小塚町〇〇番、畑、1,388㎡、〇〇番〇、畑、921㎡、合計2,309㎡です。

譲渡人は、〇〇〇〇さん、農業、70歳、下松町にお住まいです。

譲受人は、〇〇〇〇さん、農業、32歳、下松町にお住まいです。

譲渡事由は、相手方の要望、譲受人の規模拡大ということであります。

整理番号1号については調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

整理番号1号の申請地については4・5ページに掲載してあります。

申請地は、県道打木谷白沢津線沿い深緑園茶工場から北側約〇〇m及び小塚公民館より東側〇〇mに位置します。

整理番号1号においては、いづれも、機械、労働力、技術、地域との関係などをみても問題ないこと、農業委員会が定める別段の面積も超えることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

以上、説明を終わります。

議長 次に、調査員から、現地調査の結果報告並びに補足説明をお願いします。

整理番号1号について、篠原委員をお願いします。

4番（篠原委員）整理番号1号について報告いたします。

2月8日に譲受人、〇〇〇〇さんの母である〇〇〇〇さんの立ち会いのもと現地確認を行いました。

譲受人は下山集落の茶業農業者で、母、夫と一緒に、農業に従事しております。位置関係は事務局のとおりです。

申請地の東側は茶園と茅畑、北側は山林、西側は茅畑、南側は道であり、現在、茶畑となっています。

取得後も、茶畑として現在同様の営農を行う計画で、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられ、問題のない申請ではないかと思われま。

以上報告を終わります。

議長 ただいまの報告並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

10番（畑野委員）現在茶園ということですが、今までは耕作者は〇〇さんですか、〇〇さんですか。

4番（篠原委員）〇〇さん。〇〇〇〇さんの母親の〇〇さんが耕作しています。

10番（畑野委員）わかりました。

議長 他にございませんか。

（質疑なしと呼ぶものあり）

ないようですので、質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第3号農地法第3条許可申請の整理番号1号については、申請のとおり許可することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

異議なしと認めます。

よって、議案第7号は、申請のとおり許可することに決定いたしました。
次に、日程第4号農用地利用集積計画の調整についてを議題といたします。
議案内容について事務局に説明をお願いします。

事務局 日程第4号議案第8号農用地利用集積計画の調整について説明いたします。
1の利用権設定関係ですが、6～7ページをご覧ください。大字、字、地番、
地目、面積等につきましては議案書に記載のとおりです。

整理番号24号から38-2号まで利用権設定を受ける者〇〇〇〇さん外14
名、利用権設定をする者〇〇〇〇さん外31名で設定面積は、田が9筆で4,091
㎡畑が44筆で38,672㎡合計53筆で42,763㎡です。

以上の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たして
いると考えます。これで説明を終わります。

議長 ただいまの説明並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

(質疑なしと呼ぶものあり)

ないようですので、質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第4号農用地利用集積計画の調整の、利用権設定の整理番号24号から3
8-2号までについては、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

異議なしと認めます。

よって、議案第8号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

なお、議案第8号の決定した案件につきましては、市長に農用地利用集積計画
を定めるよう要請してまいります。

次に、日程第5号農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断につ
いてを議題といたします。

議案内容について、事務局に説明を求めます。

事務局 日程第5号、議案第9号、農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの
判断についてご説明申し上げます。

議案書の8ページをご覧ください。

利用状況調査により、遊休農地を確認し、現況が森林又は原野の様相を呈し、
農地として再生利用が困難と見込まれる荒廃農地(C分類)については、農業委
員会において非農地判断を行うこととされております。

議案でお示ししている農地については、本年度に実施された利用状況調査の結
果ついて、農業委員会事務局と農政課の協議を踏まえ、非農地に相当するものと
して整理した農地について掲載してあります。

表の整理番号1号から89号までの合計面積は55,176.97㎡であり、現況が森
林または原野の様相となっているもの、または周囲の状況から見て、その土地を

農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれる荒廃農地となっています。

以上のことから、整理番号1号から整理番号89号までの農地を非農地と判断しようとするものです。

なお、今回の非農地判断後のC分類の荒廃農地は、市内全体で約39,811㎡となっています。

以上で説明を終わります。

議長 ただいまの説明並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

(質疑なしと呼ぶものあり)

ないようですので、質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第5号農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断についての整理番号1号から89号までについては、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

異議なしと認めます。

よって、議案第5号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、日程第6号令和5年度農作業標準賃金についてを議題といたします。

議案内容について、事務局に説明を求めます。

事務局 日程第6号議案第10号令和5年度農作業標準賃金につきまして説明いたします。11ページをご覧ください。

農作業標準賃金の設定につきましては、枕崎市農林技術協会からの意見聴取、農業委員会の承認を経て、次年度の農作業賃金の目安として公表しているところです。

昨年10月に鹿児島県の最低賃金が、時間単価が821円から853円に改定されました。県の最低賃金の時間単価を日額換算すると6,824円となり、これの10の位を切り上げて一般農作業賃金の日額は6,900円以上としています。

その他の作業賃金につきましては、受託団体等に聞き取りをした結果、昨年度と同額としています。以上の様に改定したいと考えております。これで説明を終わります。

議長 ただいまの説明並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

8番(俵積田広昭委員)ロータリー耕しがあるんですけど、これは小型に対する値段ですよ、ね、大型機械でしたらもう少し高くなると思いますし、これ区分つけたらなおいいと思うんですけど、小型と大型に。

議長 畑耕起のところ。

8番(俵積田広昭委員)耕起のところ。20馬力でロータリーしても3,080円、120馬力しても3,080円というのはよくないんじゃないかなと、これ2段階に分けて下さったらいいんじゃないかなと。

やっぱり大きい機械を持っている人、大変ですよね一緒ですと。できたら値段変えてほしいという要望も多々あります。

議長 基準としたら何馬力ぐらいを境にしたらいいですか。

8番（俵積田広昭委員）まあ機械でしたら20馬力から30馬力が一つ値段、もう40から上はそれより高い値段で。

議長 40を境にした方が。

8番（俵積田広昭委員）そんならいがいいんじゃないか。

5番（今給黎委員報告）我々は40くらいにして問題ないんですけど、大型についてはまあ燃料も食うけど、早く終わってしまう。

だからまあ今後検討の余地はあると思いますけど、あえてお互いに話をしてもらえばいいのかなと思うんですけど、事務局の判断で。

事務局 この表の中身について説明いたしますと、標準賃金表なんです。

ですので大型・小型の区分は設けていないところです。

農地の条件等によっても別途費用が発生する、それについては当事者同士で判断していただくということで、賃金の目安ということで公表しております。

8番（俵積田広昭委員）わかりました。

事務局 一応一番下の方にただし書きの中に軽くは触れてあるんですけど、確かに目に留まりにくい、わかりにくいところもあるようです。

今年度公表する賃金表については、そのあたりの表示を事務局の方で検討させていただいて、送るときにはそのようにしたいと思います。

7番（眞茅委員）これはいつ配布される予定ですか。

事務局 3月の広報紙にこのチラシ、賃金表と賃借料と合わせた表を広報紙に折り込みいたします。

3月号ですね、毎年配布しております。

議長 表示は事務局の方におまかせいただきたいと思いますので、そっちも検討するというごことをお願い致します。

他にありませんか。

（質疑なしと呼ぶものあり）

ないようですので、質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第6号令和5年度農作業標準賃金については、いまありましたとおり事務局の方で再度検討するということを含めまして承認することに御異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶものあり）

異議なしと認めます。

よって、議案第10号は、承認することに決定いたしました。

次に、日程第7号枕崎市農地賃借料情報についてを議題といたします。

議案内容について、事務局に説明を求めます。

事務局 日程第7号議案第11号枕崎市賃借料情報について説明いたします。12ページをご覧ください。

令和4年1月から12月に利用権が設定されたものを集計してあります。

賃借料情報につきましては各農業委員会が実際の賃借料を集計し、平均額、最高額、最低額など、地域の実勢額を提供することになっています。

畑、樹園地については基盤整備地域と未整備地域に分けて情報提供を行っていますが、田につきましては件数が少ないため、市全体での掲載となっています。

この標準額はあくまでも「目安」であり、生産性及び利用上の条件等を考慮し、相互の話し合いで決めていただくこととなります。これで説明を終わります。

議長 ただいまの説明並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

7番（眞茅委員）この最低額なんですけど、今使用貸借のやつも入っているんですか。使用貸借だと0円になるんですけども。

事務局 この平均にはですね、使用貸借は除いてあります。賃貸借だけの集計になっております。今までもずっとそれでやってきております。

7番（眞茅委員）ちょっと今この使用貸借もだんだん借りる人がいなくなってきたと思うんですけど、そういうことも載せた方がいいんじゃないかと思って。

事務局 使用貸借となると、金額はもちろん0円です。今7番委員が言ったのは枕崎市内で賃貸借はこれだけありましたと、件数それぞれ出てるんですが、使用貸借が何件くらいありましたと、そういう公表という意見でしょうか。

7番（眞茅委員）それもありますけども、使用貸借も含めたことによって平均単価は下がるわけですね。そこを別枠でも下の方に使用貸借が何件あるとか、あと使用貸借が自体の意味が分からない人がいるので、そういうことを。

事務局 まあ無償の貸し借りということで説明ということですね。

7番（眞茅委員）そういう感じで書いてもらえれば。

事務局 ただいまの意見については、そのような形で使用貸借も含めた平均を出す、ちょっと難しいのかなと思うんですけど、件数を別途載せるような感じで検討させていただきます。ちょっとこの場での返答はすぐできないんですけど、前向きに行っていきたいと考えております。

7番（眞茅委員）お願いします。

8番（俵積田広昭委員）この値段というのはあっちこっち地域によって違いますよね。

私のうちが支払っているのは、火之神あたりは6,000円です。栗野、基盤整備されたところは8,000円、別府地区畑かん、西白沢はちょっと高いんですけど、約10,000円です。10aあたりの単価ですね。地域地域によって違いますから、そういうものを把握しないと支払いに困ると思います。

それで新しい土地を求めるときは、支払いなどのために地域の代表的なものを尋ねるなどの対応を行っていた方がよいと思います。もめる人もでてきています。お互いが値段がわからなくて耕作してもらっているとか。私の所にも何人か尋ねてきていくらですとお答えしたことがあります。

そういうこともありますので、値段については、間違いのないようにお願いします。

議長

今の要望等につきましては、事務局の方で検討させていただきたいと思います。他にありませんか。

(質疑なしと呼ぶものあり)

ないようですので、質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第7号枕崎市農地賃借料情報については、今ありましたとおりまた事務局の方で検討することも含めまして、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

異議なしと認めます。

よって、議案第11号は、承認することに決定いたしました。

以上をもちまして、本総会の議事の全ての審議を終了しましたので、閉会いたします。

なお、この後しばらく休憩ののち、全員協議会を開催いたします。

午前 9 時 25 分 開会

枕崎市農業委員会 会長 天達 範隆

会議録署名委員 有村 貞雄

会議録署名委員 桑原 和英